

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項第十二号中「第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号」を「第十四号、第十五号、第十七号及び第十八号」に改め、同欄第一一般的事項第二十九号中「並びに同運用方針六ただし書」を「同運用方針六ただし書」に改め、「通勤所要回数」の次に「及び同運用方針六の三第三号の規定による一箇月当たりの駐車料金の額の認定」を加える。

附則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。